

# 福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の 算定構造

令和6年4月版

- 1 介護予防型訪問サービス費
- 2 生活支援型訪問サービス費
- 3 介護予防型通所サービス費
- 4 生活支援型通所サービス費
- 5 介護予防ケアマネジメント費

1 介護予防型訪問サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)								
(1) 1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	1,176単位/月						
(2) 1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	2,349単位/月						
(3) 1週に2回を超える程度の場合	要支援2	3,727単位/月						
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)								
(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位/回	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	+15/100	+10/100	+5/100
(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上 45分未満の場合		179単位/回						
(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間45分以上の場合		220単位/回						
(3) 短時間の身体介護が中心である場		163単位/回						
ハ 初回加算		200単位/月						
ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月						
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月						
ホ 口腔連携強化加算		50単位/回 (1月に1回を限度)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位 × 137/1000	注 所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位 × 100/1000						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ 所定単位 × 55/1000						
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位 × 63/1000	注 所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位 × 42/1000						
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		+ 所定単位 × 24/1000	注 所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計					

※ ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

支給限度額管理の対象外

2 生活支援型訪問サービス費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型独自サービス/211	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問	851単位/月	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100  事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100  正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の80以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問型独自サービス/212	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問	1,701単位/月						
ハ 訪問型独自サービス/213	要支援2 週2回を超える程度の訪問	2,698単位/月						
ニ 訪問型独自サービス/221	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問 ※1月の中で4回まで	194単位/回						
ホ 訪問型独自サービス/321	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問 ※1月の中で8回まで	197単位/回						
ヘ 訪問型独自サービス/421	要支援2 週2回を超える程度の訪問 ※1月の中で12回まで	208単位/回						
ト 初回加算/2		145単位/月						
チ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位×137/1000 +所定単位×100/1000 +所定単位×55/1000	注 所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計					
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		+所定単位×24/1000	注 所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計					

支給限度額管理の対象外

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年6月31日まで算定可能。

3 介護予防型通所サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業所が送迎を行わない場合
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	事業対象者・要支援1	1,798単位/月	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-376単位/月 -752単位/月 -376単位/月 -94単位/回	-47単位 (片道につき)
	要支援2(週2回程度)	3,621単位/月							
	要支援2(週1回程度)	1,798単位/月							
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位/回							
	要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	447単位/回							
	要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	436単位/回							
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位/月							
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位/月							
ホ 栄養アセスメント加算		50単位/月							
ヘ 栄養改善加算		200単位/月							
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月							
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月							
チ 一体的サービス提供加算		480単位/月							
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位/月						
		要支援2(週2回程度)	176単位/月						
		要支援2(週1回程度)	88単位/月						
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位/月						
		要支援2(週2回程度)	144単位/月						
		要支援2(週1回程度)	72単位/月						
(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位/月							
	要支援2(週2回程度)	48単位/月							
	要支援2(週1回程度)	24単位/月							
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※1	100単位/月							
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※2	200単位/月							
ル 口腔・栄養スクリーニング加算 ※3	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回							
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回							
ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位/月							
フ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位×59/1000							
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位×43/1000							
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位×23/1000							
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位×12/1000							
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位×10/1000							
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		+所定単位×11/1000							

※1 3月に1回を限度とする

※2 運動器機能向上加算を算定している場合は、100単位/月

※3 6月に1回を限度とする

注  
所定単位はイからフまでにより算定した単位数の合計

支給限度額管理の対象外

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)、(3)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。  
 ※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

4 生活支援型通所サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業所が送迎を行わない場合
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	事業対象者・要支援1	1,446単位/月	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-302単位/月	-38単位(片道につき)
	要支援2(週2回程度)	2,911単位/月					-605単位/月	
	要支援2(週1回程度)	1,446単位/月					-302単位/月	
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	351単位/回					-76単位/回	
	要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	359単位/回						
	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	351単位/回						
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	19単位/月						
	要支援2(週2回程度)	38単位/月						
	要支援2(週1回程度)	19単位/月						
ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位×59/1000	注 所定単位はイからハまでにより算定した単位数の合計					
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位×43/1000						
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位×23/1000						
ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算		+所定単位×11/1000						

支給限度額管理の対象外

## 5 介護予防ケアマネジメント費

基本部分	
イ 介護予防ケアマネジメント費	442単位/月
ロ 初回加算	300単位/月
ハ 委託連携加算	300単位/月